

測量法令に基づく各種手続における旧姓の取扱いについて

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）及びこの法律に基づく政省令等（以下「測量法令」といいます。）に基づく申請等における旧姓（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいいます。以下同じ。）の取扱いについて、下記のとおりお知らせします。

記

1 測量法令に基づく申請等における氏名欄の旧姓使用について

測量法令に基づく申請等については、旧姓を使用することができます。

2 申請書等への記載について

旧姓の使用を希望する場合は、申請書等の氏名欄において、旧姓を括弧書きで併記してください。

測量法第 6 章に係る電子申請において、役員等ふりがな記載を要する場合は、姓に詰めて旧姓記載し、スペースを空けて名を記載してください。

<書面申請・電子申請>

（記載例） 旧姓を併記する場合は（●●）に追記

書面申請

測量標	
の使用承認申請書	
測量成果	
~~2-6~~	
測量法第	条の規定により下記のとおり申請します。
30	
令和XX年XX月XX日	〒XXX-XXXX
申請者	住 所 ○○県○○市○○町X-X-X
	氏 名 ○○(株)代表取締役 国土(●●) 太郎
国土地理院長 殿	

電子申請

測量成果ワンストップサービス

申請後は登録したログインIDの変更・削除を行わないようお願い致します。
変更・削除を行った場合、システムが申請の処理を正常に行えなくなります。

(略)

申請者（代表者）、申請担当者及び承認書送付先	区分	法人	法人登録をされていないNPO法人やサークル等の団体はその他を選択してください。
	法人名・機関名※	〇〇株式会社	※区分が個人利用以外の場合は、必ずご記入ください。
	申請者（代表者）役職※	代表取締役社長	※申請者は組織の代表者もしくは管理職相当の役職者となります。 (例：代表取締役、理事長、会長、〇〇部長、□□課長 等)
	申請者（代表者）名※	国土(●●) 太郎	括弧は全角を使用すること (半角括弧は受付不可となる)
	申請担当者部署※	測量部	
	申請担当者氏名	地理 次郎	
	郵便番号	XXX-XXXX	
	住所	〇〇県〇〇市〇〇町X-X-X	
	連絡先（電話）	XX-XXXX-XXXX	
	E-mail	XXXXX@mlit.go.jp	
備考	備考：42文字×6行以内で入力してください。		

<第6章に係る電子申請の場合>

(記載例) 旧姓を併記する場合は(●●)に追記

測量業者登録申請書（第一面）（法人新規登録）

測量業の新規登録申請法人_基本情報

申請情報

必須 提出年月日 年 月 日

必須 申請者（住所・商号又は名称・代表者役職・代表者氏名を記載）

〇〇県〇〇市〇〇町×-×-× 〇〇株式会社 代表取締役社長 国土(●●)太郎

役員等記載の場面でのふりがな記載時には旧姓●●を姓に詰めて記載

測量業の新規登録申請法人_役員

代表者氏名

必須 氏名

役員情報

■役員01

必須 氏名

必須 ふりがな

スペース空けない

括弧は使用できない

スペース空ける

3 旧姓の確認について

上記1による手続について、本人確認のため氏名を証明する書類の提出を求めている場合は、旧姓を記載した公的な証明書類（住民票、個人番号カード等の写し）を提出してください。

(担当)

国土交通省国土地理院総務部政策課

国土交通省不動産・建設経済局建設振興課